

第126回 定時株主総会 招集ご通知

[新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について]

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染状況に充分ご留意いただいたうえ、株主総会へのご来場をご検討くださいますようお願いいたします。

当日体調が優れない場合には、ご無理なさらさないよう、株主総会へのご来場につきまして、慎重なご判断をお願いいたします。

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利となります。ご来場いただくほかに、書面（郵送）またはインターネットによる議決権行使もできますので、積極的なご利用をお願いいたします。

なお、例年、株主総会終了後に当社ショールームで実施しておりました「商品説明会」につきましては、昨年に引き続き中止とさせていただきます。

日時

2022年6月28日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

会場

東京都品川区上大崎二丁目10番43号
ホーチキ株式会社 本社 本館5階会議室

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |

経営理念

人々に安全を

災害の防止をとおして
人命と財産の保護に
貢献する。

社会に価値を

社会に価値ある商品と
サービスを供給する。

企業をとりまく 人々に幸福を

従業員と株主、
協力者および地域社会の
人々に豊かな生活と
生き甲斐のある場を
提供する。

目次

第126回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	2
株主総会参考書類	4
事業報告	17
連結計算書類	39
計算書類	42
監査報告	45

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り
厚く御礼申し上げます。

第126回定時株主総会を6月28日（火曜日）に
開催いたしますので、「招集ご通知」をご送付申し
あげます。

株主総会の議案及び事業の概況等につき、ご説
明申し上げますので、「招集ご通知」をご覧いただ
き議決権を行使くださいますようお願い申しあげ
ます。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一
層のご支援とご指導を賜りますようお願い申しあ
げます。

2022年6月



代表取締役社長執行役員

山形 明大

株主各位

証券コード 6745

2022年6月8日

東京都品川区上大崎二丁目10番43号

ホーチキ株式会社

代表取締役社長執行役員 山形明夫

第126回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第126回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

日時	2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）	
場所	東京都品川区上大崎二丁目10番43号 ホーチキ株式会社 本社 本館5階会議室	
会議の目的事項	報告事項	1. 第126期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第126期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役9名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.hochiki.co.jp/ir/stock/soukai/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

・連結計算書類の連結注記表 ・計算書類の個別注記表

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。



i 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利となります。
後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2022年6月28日(火曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月27日(月曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月27日(月曜日)
午後5時30分入力完了分まで

i 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○
株主総会日 議決権の数 XX 票

基幹日現在のご所有株式数 XX 株
議決権の数 XX 票

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXX

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第3号議案

- 全員賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 ▶ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対の場合 ▶ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1、2、4号議案

- 賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 反対の場合 ▶ 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

i インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

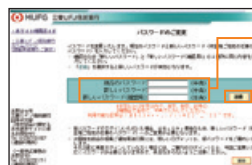
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク **0120-173-027** (通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

■事後配信のお知らせ

本総会にご出席されない株主の皆様へ当日の様子をお知らせするため、7月上旬から当社ウェブサイトにて株主総会の一部の様相について動画配信いたします。

視聴希望の株主様は、以下のURLにアクセスしてください。

当社ウェブサイト <https://www.hochiki.co.jp/ir/stock/soukai/>



第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと認識し、安定した株主配当の維持を原則としたうえで財務状況や利益水準を総合的に勘案することを基本方針としております。

これまで、事業により創出するキャッシュを戦略的な成長投資と財務リスクへの備えに充当し、持続的な成長と安定した経営の両立を可能とする健全な財務基盤の確立に取り組んでまいりましたが、自己資本比率50%を超える水準を安定的に維持するなど、財務体質の健全性を向上させることができましたので、更なる利益還元の充実を図ることといたしました。

つきましては、2022年3月期の期末配当金は、前期から20円増配の1株当たり49円とさせていただきたいと存じます。

今後におきましても、業績や将来の事業展開などを総合的に勘案し、企業体質の強化を図りつつ、永続的かつ安定的な配当の維持に努めてまいります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金49円

配当総額 1,239,884,093円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、現行定款第5条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の5,760万株から1億1,500万株に変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度に備えるため、次のとおり変更するものであります。
- ①変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行規定第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことが可能となるよう、関係する条文の新設及び削除、また、それに伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,760</u> 万株とする。	第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億1,500</u> 万株とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得) <u>第6条</u> <u>当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>第7条～第10条 (条文省略)</p> <p>(基準日) 第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条 (条文省略) 第13条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第14条</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第6条～第9条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第11条 (現行どおり) 第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第15条～第44条 (条文省略)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第45条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第46条</p> <p>当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当を行う。</p> <p>② 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。</p> <p>③ 前項の金銭には、利息をつけない。</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第13条</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第14条～第43条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第44条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第45条</p> <p>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(剰余金の配当の基準日) 第46条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当を行う。 ② 前項の他、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p>
(新 設)	<p>(配当金の除斥期間) 第47条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 ② 前項の金銭には、利息をつけない。</p>
(新 設)	<p>(附則) 1. 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第13条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定に関わらず、2022年6月1日から2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位、担当	
1	かなもりけんじ 金森賢治	取締役会長	再任
2	やまがたあきお 山形明夫	取締役社長執行役員 品質本部長	再任
3	ほそい はじめ 細井 元	取締役専務執行役員 海外本部長	再任
4	いたにかずひと 伊谷一人	取締役常務執行役員 営業本部長 兼エンジニアリンググループ担当	再任
5	よしもとやすひろ 吉本康弘	取締役常務執行役員 営業本部副本部長 兼セキュリティ事業担当	再任
6	うえむらひろゆき 植村裕之	社外取締役	再任 社外 独立
7	なかのひでよ 中野秀代	社外取締役	再任 社外 独立
8	まつながまぎあき 松永祐明		新任 社外 独立
9	あまの きよし 天野 潔	取締役上席執行役員 管理本部長 兼内部監査室担当	再任

1 かなもりけんじ 金森賢治



1951年9月26日生

所有する当社株式の数：

76,501株

(業績連動型株式報酬制度による
交付予定株数19,901株を含む)

■略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況

再任

1972年4月 当社入社
2004年4月 当社執行役員 営業本部副本部長
2007年6月 当社取締役 営業本部副本部長
2009年6月 当社常務取締役 営業本部長
2010年6月 当社専務取締役 営業本部長
2013年6月 当社取締役社長
2017年5月 一般社団法人全国消防機器協会 副会長
一般社団法人日本火災報知機工業会 会長
2017年6月 当社取締役会長（現任）
2021年5月 一般社団法人全国消防機器協会 会長（現任）
一般社団法人日本消防装置工業会 会長（現任）

■取締役候補者とした理由

経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社経営陣の代表としてリーダーシップを発揮し、当社の様々な部門に精通するなど、当社の取締役者に相応しい経験と能力を有しております。

2 やまがたあきお 山形明夫



1950年10月14日生

所有する当社株式の数：

59,404株

(業績連動型株式報酬制度による
交付予定株数20,204株を含む)

■略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況

再任

1973年4月 当社入社
2005年4月 当社執行役員 管理本部副本部長
2007年6月 当社取締役 管理本部副本部長
2008年6月 当社取締役 管理本部長
2011年6月 当社常務取締役 管理本部長
2012年6月 当社常務取締役 経営企画担当
2013年6月 当社専務取締役
2014年6月 当社専務取締役 海外本部長
ケンテックエレクトロニクスリミテッド取締役社長
2015年6月 当社取締役副社長 海外本部長
2017年4月 当社取締役副社長 海外事業担当
2017年6月 当社取締役社長
2018年4月 当社取締役社長 品質本部長
2019年6月 当社取締役社長執行役員 品質本部長（現任）
2021年5月 一般社団法人日本火災報知機工業会 副会長（現任）

■取締役候補者とした理由

経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社経営陣の代表としてリーダーシップを発揮し、当社の様々な部門に精通するなど、当社の取締役者に相応しい経験と能力を有しております。

再任

再任

3 ほそい はじめ 細井 元



1964年12月31日生

所有する当社株式の数：

21,541株

(業績連動型株式報酬制度による
交付予定株数10,331株を含む)

■略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況

- 1989年2月 当社入社
- 2013年4月 当社理事 経営企画室長
- 2013年6月 当社取締役 経営企画室長
- 2018年4月 当社取締役 営業本部長
- 2018年6月 当社常務取締役 営業本部長
- 2019年4月 当社常務取締役 営業本部長兼メンテナンス事業担当
兼エンジニアリンググループ担当
- 2019年6月 当社取締役常務執行役員 営業本部長兼メンテナンス事業担当
兼エンジニアリンググループ担当
- 2020年4月 当社取締役専務執行役員 海外本部長 (現任)

■取締役候補者とした理由

経営企画、営業及び海外事業分野で豊富な経験を有し、海外を含めたグループ全体においてリーダーシップを発揮するなど、当社の取締役に相応しい経験と能力を有しております。

4 いたにかずひと 伊谷一人



1957年7月11日生

所有する当社株式の数：

16,086株

(業績連動型株式報酬制度による
交付予定株数7,613株を含む)

■略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況

- 1981年4月 当社入社
- 2013年4月 当社執行役員 営業本部副本部長
- 2014年6月 当社取締役 営業本部副本部長兼東京支店長
- 2015年6月 ホーチキエンジニアリング株式会社 取締役社長
- 2019年6月 当社取締役上席執行役員 営業本部副本部長兼東京支店長
- 2020年4月 当社取締役常務執行役員 営業本部長兼メンテナンス事業担当
兼エンジニアリンググループ担当
- 2020年10月 当社取締役常務執行役員 営業本部長兼メンテナンス事業担当
兼セキュリティ事業担当兼エンジニアリンググループ担当
- 2021年4月 当社取締役常務執行役員 営業本部長
兼エンジニアリンググループ担当 (現任)

■取締役候補者とした理由

営業分野での豊富な経験を有し、主に国内事業においてリーダーシップを発揮するなど、当社の取締役に相応しい経験と能力を有しております。

5 よしもとやすひろ 吉本康弘



1961年7月16日生

所有する当社株式の数：
547株

■略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況

再任

- 2013年4月 総合警備保障株式会社 理事 第六地域本部長
- 2016年4月 日本ビル・メンテナンス株式会社（現ALSOKファシリティーズ株式会社） 出向代表取締役社長
- 2017年4月 総合警備保障株式会社 執行役員
- 2021年4月 当社常務執行役員 営業本部副本部長兼セキュリティ事業担当
総合警備保障株式会社 参与（現任）
- 2021年6月 当社取締役常務執行役員
営業本部副本部長兼セキュリティ事業担当（現任）

■取締役候補者とした理由

経営者としての経験と幅広い見識を有し、その専門的見地から、主に国内事業においてリーダーシップを発揮するなど、当社の取締役に相応しい経験と能力を有しております。

6 うえむらひろゆき 植村裕之



1942年1月23日生

所有する当社株式の数：
13,000株

■略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況

再任

社外

独立

- 1991年6月 住友海上火災保険株式会社（現三井住友海上火災保険株式会社） 取締役
- 1994年6月 同社常務取締役
- 1997年6月 同社専務取締役
- 1998年6月 同社取締役社長
- 2002年6月 当社取締役就任
- 2004年6月 当社取締役退任
- 2006年6月 当社取締役就任（現任）
- 2007年7月 三井住友海上火災保険株式会社 常任顧問
- 2013年4月 同社シニアアドバイザー
- 2015年6月 大正製薬ホールディングス株式会社 社外取締役（現任）
- 2017年4月 三井住友海上火災保険株式会社 名誉顧問（現任）
- 2019年4月 学校法人嘉悦学園 理事長（現任）

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、その専門的見地から当社経営に資する発言を適宜取締役会において行っていただいております。引き続きその助言と監督の役割を期待し、社外取締役候補者として選任しております。

7 なかのひでよ
中野秀代



1959年9月13日生

所有する当社株式の数：
一株

■略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況

再任 社外 独立

- 1991年11月 シティトラスト信託銀行株式会社 ヴァイスプレジデント
- 1993年10月 同社シニアポートフォリオマネージャー兼個人運用部ヘッド
- 2000年1月 ファンネックス・アセット・マネジメント株式会社 取締役運用部長
- 2004年3月 株式会社トリアス 代表取締役社長（現任）
- 2020年3月 株式会社アウトソーシング 社外取締役（現任）
- 2021年6月 当社取締役就任（現任）

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

IR・PRコンサルティング会社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に加え、海外ビジネスにも精通しており、その専門的見地から、当社経営に資する発言を適宜取締役会において行っていただいております。引き続きその助言と監督の役割を期待し、社外取締役候補者として選任しております。

8 まつながまさあき
松永祐明



1960年8月7日生

所有する当社株式の数：
一株

■略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況

新任 社外 独立

- 2013年6月 トーア再保険株式会社 取締役
- 2016年6月 同社常務取締役
- 2020年6月 同社取締役社長（現任）

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

経営者としての経験と幅広い見識を有し、その専門的見地から当社経営に資する助言及び監督を期待しております。

9 あまの きよし 天野 潔



1960年1月28日生

所有する当社株式の数：

10,005株

(業績連動型株式報酬制度による
交付予定株数5,624株を含む)

■略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況

再任

1988年8月	当社入社
2012年6月	当社管理本部 経理部長
2015年4月	当社執行役員 管理本部副本部長
2018年6月	当社取締役 管理本部副本部長兼内部監査室担当
2019年4月	当社取締役 管理本部長兼総務部長兼内部監査室担当
2019年6月	当社取締役上席執行役員 管理本部長兼総務部長兼内部監査室担当
2021年4月	当社取締役上席執行役員 管理本部長兼内部監査室担当 (現任)

■取締役候補者とした理由

経理及び財務分野での豊富な経験を有し、主に企画管理分野でリーダーシップを発揮するなど、当社の取締役に相応しい経験と能力を有しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 植村裕之氏、中野秀代氏及び松永祐明氏には、他の取締役から独立した客観的視点で、経営者としての経験及び知見に基づく専門的見地からの有効な助言等を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、植村裕之氏及び中野秀代氏は、当社の経営に対する適切な監督を現に行っております。
- なお、植村裕之氏は、2006年6月より当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって16年となります。中野秀代氏は、2021年6月より当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
3. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、植村裕之氏及び中野秀代氏を独立役員として届出を行っております。植村裕之氏、中野秀代氏及び松永祐明氏の選任が承認可決された場合には、当社は、各氏を独立役員として届出を行う予定であります。
4. 植村裕之氏、中野秀代氏及び松永祐明氏の選任が承認可決された場合には、当社は、植村裕之氏及び中野秀代氏との間の当該責任限定契約を継続し、松永祐明氏と新たに当該契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で当社の取締役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、各候補者が取締役に就任した場合には、各取締役は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 各候補者が所有する当社株式の数には、2018年度に導入いたしました業績連動型株式報酬制度に基づき、退任時に交付される予定の株式の数を含めて表示しております。なお、本制度に基づく交付予定株式にかかる議決権は、各候補者に将来交付されるまでの間、行使されることはありません。また、当該交付予定株式の40%に相当する株式は、納税資金確保のために市場で売却されたうえで、その売却代金が各候補者に交付される予定です。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 平井裕次氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

再任となりますが、監査役候補者として、平井裕次氏を推薦するものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ひらいゆうじ

平井裕次



1953年10月5日生

所有する当社株式の数：

26,900株

■略歴、当社における地位並びに重要な兼職の状況

1974年4月	当社入社
2008年4月	当社執行役員 営業本部副本部長
2009年6月	当社取締役 営業本部副本部長
2013年6月	当社常務取締役 営業本部長
2018年4月	当社常務取締役 営業本部担当
2018年6月	当社監査役（現任）

再任

■監査役候補者とした理由

主に国内事業分野での豊富な経験を有し、当社経営に資する実効的な監査を行っております。引き続きその監査と監督の役割を期待し、監査役候補者として選任しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、平井裕次氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。同氏の選任が承認可決された場合には、当社は同氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で当社の監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、候補者が監査役に就任した場合には、監査役は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) スキルマトリクス

【取締役】

候補者 番号	氏名	区分	企業 経営	営業 マーケティング	グローバル	研究開発 生産品質	財務 会計	法務 コンプライアンス	人事 労務	ICT	業界 経験
1	金森 賢治	社内	○	○							○
2	山形 明夫	社内	○	○	○	○		○	○		○
3	細井 元	社内	○	○	○						
4	伊谷 一人	社内	○	○							
5	吉本 康弘	社内	○	○							○
6	植村 裕之	社外	○	○	○				○		
7	中野 秀代	社外	○	○	○		○				
8	松永 祐明	社外	○	○	○		○				
9	天野 潔	社内					○	○		○	

【監査役】

	氏名	区分	企業 経営	営業 マーケティング	グローバル	研究開発 生産品質	財務 会計	法務 コンプライアンス	人事 労務	ICT	業界 経験
候補者	平井 裕次	社内		○							
現任	中村 匡秀	社外		○			○	○		○	
現任	田中 誠	社外	○				○				
現任	安達美奈子	社内	○	○	○						

以上

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)**1. 企業集団の現況に関する事項****(1) 事業の経過及びその成果**

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の一時的な鎮静化に伴い回復の兆しが見られたものの、新たな変異株が出現するなど感染再拡大に対する懸念が続いております。また、半導体を中心とした電子部品の需給逼迫や海上物流の遅延等、サプライチェーンの問題に加え、ウクライナ情勢の深刻化による、資源価格の上昇や金融資本市場の変動など、先行き不透明感が一層高まる状況となっております。

防災・情報通信業界におきましても、企業間競争による低価格化の進行や、原材料価格や労務費、ならびに物流費の上昇など、収益に影響を及ぼすリスクが継続しております。

このような状況のもと、当社グループは、中期経営計画「VISION2023 (2021～2023年度)」の実現に向け、全社を挙げて営業活動を推進してまいりました。国内においては、ストック事業であるリニューアルやメンテナンス部門が順調に進捗しました。また、海外においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う前年度からの反動増に加え、システム販売拡大施策が進展しました。その結果、受注高は81,267百万円(前連結会計年度比4.6%増)、売上高は81,251百万円(同6.1%増)となりました。利益については、売上高の増加や原価低減施策の実施により、営業利益は5,479百万円(同5.8%増)、経常利益は5,626百万円(同6.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は4,124百万円(同7.8%増)といずれも過去最高益となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

防災事業の火災報知設備と消火設備につきましては、部品供給不足により、一部生産に影響を受けたものの、CRM(営業管理システム)を最大活用し、新築受注からメンテナンス受注に至る部門間の連携強化を図り、効果的に新築・リニューアル需要を取り込んでまいりました。また海外においては、火災報知設備を構成する製品群のシステム販売施策に加え、建物規模の大きな市場へ事業領域を拓げる営業活動を推進してまいりました。

以上の結果、防災事業の受注高は67,768百万円(同4.9%増)、売上高は68,210百万円(同7.2%増)となりました。

情報通信事業等の情報通信設備と防犯設備等につきましては、放送・インターホン設備に関して新築・リニューアル需要の取り込みを推進すると同時に、主にアクセスコントロール設備において、防災事業の顧客基盤を活かした営業活動を展開してまいりました。

以上の結果、情報通信事業等の受注高は13,499百万円(同2.6%増)、売上高は13,040百万円(同0.8%増)となりました。

事業の種類別の受注高、売上高

(単位：百万円)

事業の種類別の名称	受注高			売上高			
	第125期	第126期	前連結会計 年度比	第125期	第126期	前連結会計 年度比	
防災事業	火災報知設備	54,660	58,534	107.1	54,262	58,404	107.6
	消火設備	9,912	9,234	93.2	9,366	9,805	104.7
	小計	64,573	67,768	104.9	63,629	68,210	107.2
情報通信事業等	情報通信設備	8,645	8,738	101.1	8,491	8,421	99.2
	防犯設備等	4,507	4,760	105.6	4,446	4,619	103.9
	小計	13,153	13,499	102.6	12,938	13,040	100.8
合計	77,726	81,267	104.6	76,567	81,251	106.1	

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資は1,229百万円であり、その主なものは、当社グループ全体の生産設備に377百万円、開発研究所の研究開発設備に158百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、重要な資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立っていない状況に加え、電子部品を中心としたサプライチェーンの停滞や、原油高をはじめとした資源価格の高騰、金融資本市場の変動など、収益に影響を及ぼすリスクが顕在化しています。

このような環境の中、当社グループは、経営理念である「人々に安全を」「社会に価値を」「企業をとりまく人々に幸福を」を具現化し、企業価値向上と持続可能な社会に一層の貢献を果たすべく、中期経営計画「VISION2023」の達成に向けて施策を執行し、企業体質変革を実現します。

(経営目標)

「将来への戦略投資」を確実に実行し、「経営体質改善」と「財務基盤強化」により、「営業利益率」の改善を目指し、「ROE」を維持します。

財務指標 2022年度 (見通し)	売上高	830億円
	営業利益	59億円
	売上高営業利益率	7.1%
	自己資本利益率(ROE)	9.7%

(経営施策)**①「競争優位性の高いビジネスモデル」を追求し、持続的成長を実現します。**

国内事業につきましては、効率的な顧客循環サイクルに進化させるために、以下の施策に取り組みます。

防災事業につきましては、CRMを最大活用し、効果的に新築・リニューアル需要を取り込みます。また、メンテナンス事業は更なる安定成長を目指し、業務品質の向上を続けながら、デジタル技術を活用した付加価値サービスの提供など、新たな試みに着手します。

情報通信事業等につきましては、更なる市場成長が見込まれるセキュリティ分野へ注力するとともに、アライアンス先との連携を強化し、提案型営業のビジネスモデルの確立を目指します。

海外事業につきましては、継続する市場成長を背景に、当社の成長シナリオの中心として位置付けます。戦略製品として市場投入した新型受信機を軸に、火災報知設備を構成する製品群のシステム販売を進めるとともに、建物規模の大きな市場や新規顧客へ営業領域を拡げるなど、市場の深耕を進めます。また、欧州、米国、アジアパシフィックの主要地域を中心に、地域ごとの最適なビジネスモデルを再構築し、当社の強みである技術サポート力を活かしながら、海外事業の着実な伸長を目指します。

②持続的な成長を支えるモノづくり基盤を強化します。

将来に向けた基礎研究や要素技術開発を強化し、100年を超えてなお成長・発展する土台を作り、中長期的な視点で「モノづくり力」を高めます。また、国内・海外ともに、将来にわたって、高品質で、コスト競争力のある製品を最短の納期で提供できるよう、商品企画・商品開発・部品調達・生産技術・製造等のサプライチェーンマネジメントを再構築するとともに、新たな付加価値商品の創出に向けた取り組みを推進します。

③環境変化に適応した経営改革を進めます。

当社グループの持続的な成長を図るため、競争力強化に向けたグローバル・高度専門人材の積極登用や、ジョブ型人事制度の整備、高齢者や女性の更なる能力発揮機会の提供など、多様性を経営に活かす施策を展開します。また、資本効率を意識した事業運営により、財務の健全性の維持・向上に努めるとともに、DX（デジタル・トランスフォーメーション）・環境・社会貢献等、将来への戦略投資については、投資マネジメントの精度向上を図りつつ、着実に実行します。

当社グループは、防災事業を核とする企業活動を通して安全・安心な社会の構築に貢献するという経営目標のもと、高品質な製品・システムの提供や、収益性を重視した製造・販売・施工・保守体制の充実を図ってまいります。また、「グループESG基本方針」に従って、健全で透明性の高いコーポレート・ガバナンスの充実や脱炭素社会の実現に向けた活動の推進を図るとともに、将来の労働力の変化を見据えた就労環境の整備や健康経営の推進により、多様な価値観を持つ人材が個性や能力に応じて活躍できる体制を構築し、社会と共生していく「魅力あるグローバルブランド」に向けて挑戦してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

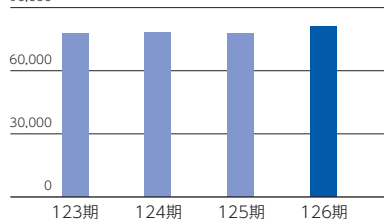
(単位：百万円)

区 分	第123期 (2019年3月期)	第124期 (2020年3月期)	第125期 (2021年3月期)	第126期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
受注高	77,579	78,081	77,726	81,267
売上高	77,951	80,551	76,567	81,251
営業利益	4,873	5,234	5,180	5,479
経常利益	4,845	5,184	5,273	5,626
親会社株主に帰属する 当期純利益	3,325	3,737	3,825	4,124
1株当たり当期純利益 (円)	132.85	149.28	152.75	164.70
総資産	62,457	63,458	67,626	73,912
純資産	32,187	34,481	39,014	42,854
1株当たり純資産額 (円)	1,280.40	1,371.38	1,552.01	1,704.73

- (注) 1. 1株当たり当期純利益の金額は、期中平均発行済株式数により、また1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、それぞれ自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号 2020年3月31日）」等を第126期の期首から適用しており、第125期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

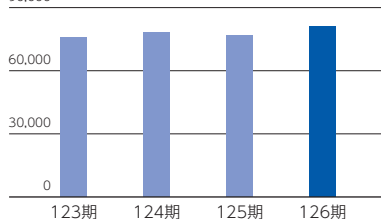
■ 受注高

(単位：百万円)
90,000



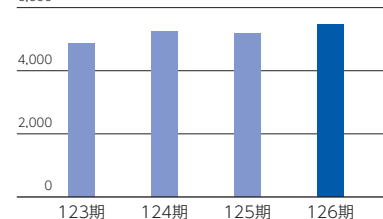
■ 売上高

(単位：百万円)
90,000



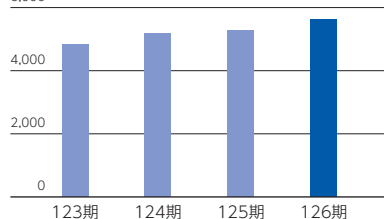
■ 営業利益

(単位：百万円)
6,000



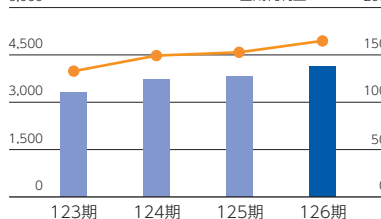
■ 経常利益

(単位：百万円)
6,000



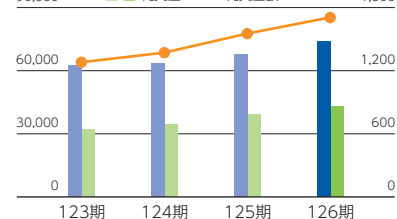
■ 親会社株主に帰属する当期純利益・1株当たり当期純利益

(単位：百万円) ■ 当期純利益 (単位：円) ● 1株当たり当期純利益



■ 総資産・純資産・1株当たり純資産額

(単位：百万円) ■ 総資産 ■ 純資産 ● 1株当たり純資産額 (単位：円)



(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

①親会社の状況

該当する事項はありません。

②重要な子会社等の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ホーチキ商事株式会社	10百万円	100.0 %	損害保険代理業
ホーチキ茨城電子株式会社	20百万円	100.0	火災報知機器・情報通信機器の製造、販売
ホーチキエンジニアリング株式会社	40百万円	100.0	防災設備等の販売、設計、施工
関西ホーチキエンジニアリング株式会社	40百万円	62.5	防災設備等の販売、設計、施工
水戸ホーチキ株式会社	11百万円	100.0	防災設備等の販売、設計、施工
ホーチキアメリカコーポレーション	3,500千米ドル	100.0	火災報知機器の製造、販売
ホーチキヨーロッパ(U.K.)リミテッド	2,500千英ポンド	100.0	火災報知機器の製造、販売
ホーチキオーストラリアPTYリミテッド	350千豪ドル	100.0	防災設備等の輸入販売
ホーチキサービスS.de R.L.de C.V.	3千ペソ	(96.6)	人材の派遣
ホーチキメキシコS.A.de C.V.	1,440千ペソ	(99.9)	火災報知機器の輸入販売
ケンテックエレクトロニクスリミテッド	18.6千英ポンド	100.0	火災受信盤・ガス消火制御盤等の開発、製造、販売
ホーチキミドルイーストFZE	1,200千ディルハム	(100.0)	火災報知機器の輸入販売
ホーチキアジアパシフィック PTE リミテッド	500千シンガポールドル	100.0	防災設備等の輸入販売
ホーチキイタリアSRL a s.u.	10.4千ユーロ	(100.0)	火災報知機器の輸入販売
ホーチキタイランドリミテッド	10,000千タイバツ	(100.0)	火災報知機器の輸入販売

- (注) 1. ホーチキサービスS.de R.L.de C.V.の議決権比率は、ホーチキアメリカコーポレーションが所有する株式の議決権比率です。
 2. ホーチキメキシコS.A.de C.V.の議決権比率は、ホーチキアメリカコーポレーションが所有する株式の議決権比率です。
 3. ホーチキミドルイーストFZEの議決権比率は、ホーチキヨーロッパ(U.K.)リミテッドが所有する株式の議決権比率です。
 4. ホーチキイタリアSRL a s.u.の議決権比率は、ホーチキヨーロッパ(U.K.)リミテッドが所有する株式の議決権比率です。
 5. ホーチキタイランドリミテッドの議決権比率は、ホーチキアジアパシフィック PTE リミテッドが所有する株式の議決権比率です。

③その他企業集団の企業の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

事業区分	部門別区分	主要な事業内容	主要な営業品目
防災事業	火災報知設備	火災報知設備の製造、販売及び施工ならびに保守管理	自動火災報知設備、非常警報設備、共同住宅用自動火災報知設備、火災通報装置、超高感度煙検知システム、防排煙制御設備、住宅用火災警報器
	消火設備	消火設備の製造、販売及び施工ならびに保守管理	スプリンクラー消火設備、共同住宅用スプリンクラー消火設備、消火栓設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、窒素消火設備、火源探知集中消火システム、トンネル防災システム
情報通信事業等	情報通信設備	情報通信機器の製造、販売及び施工ならびに保守管理	テレビ共同受信設備、地上デジタル放送受信システム、地上デジタル放送小規模中継器、BS/110度CS受信システム、CS受信システム、CATV/光伝送システム、テレビ電波障害対策設備、有線情報システム、告知放送システム、無線通信補助設備、屋内放送設備、インターホン設備、ITV設備、LAN設備、ネットワークカメラシステム
	防犯設備等	防犯機器の製造、販売及び施工ならびに保守管理	防犯設備、出入管理システム、鍵管理システム

(8) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

①当 社

区 分	名称・所在地
本 社	東京都品川区上大崎二丁目10番43号
支 店	東京（東京都品川区）、横浜、名古屋、関西（大阪府東大阪市）
支 社	北海道（北海道札幌市）、東北（宮城県仙台市）、新潟、上信越（群馬県高崎市）、北関東（埼玉県さいたま市）、西関東（東京都八王子市）、千葉、静岡、豊田、京都、神戸、四国（香川県高松市）、中国（広島県広島市）、九州（福岡県福岡市）
営 業 所	盛岡、福島、長野、宇都宮、丸の内（東京都千代田区）、川崎、富山、金沢、岡山、福山、松江、山口、北九州、熊本、鹿児島、宮崎、台湾
工 場	町田（東京都町田市）、宮城（宮城県角田市）、茨城（茨城県結城郡）
研 究 所	開発研究所（町田・宮城工場に併設）

②子会社等

名 称	所 在 地
ホーチキ商事株式会社	東京都品川区
ホーチキ茨城電子株式会社	茨城県結城郡
ホーチキエンジニアリング株式会社	東京都中央区
関西ホーチキエンジニアリング株式会社	大阪府大阪市
水戸ホーチキ株式会社	茨城県水戸市
ホーチキアメリカコーポレーション	米国カリフォルニア州
ホーチキヨーロッパ (U.K.) リミテッド	英国ケント州
ホーチキオーストラリアPTYリミテッド	豪州ニューサウスウェールズ州
ホーチキサービスS.de R.L.de C.V.	メキシコモレロス州
ホーチキメキシコS.A.de C.V.	メキシコモレロス州
ケンテックエレクトロニクスリミテッド	英国ケント州
ホーチキミドルイーストFZE	ドバイ酋長国シリコンオアシス
ホーチキアジアパシフィック PTE リミテッド	シンガポール共和国シンガポール市
ホーチキイタリアSRL a s.u.	伊国ベネト州
ホーチキタイランドリミテッド	タイ国バンコク都

(9) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業の種類別の名称	使用人数 (名)
防災事業	1,662 [194]
情報通信事業等	276 [24]
全社 (共通)	127 [30]
合 計	2,065 [248]

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、顧問、嘱託、臨時従業員数は〔 〕内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

②当社の使用人の状況

使用人数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
1,404 [222]	40.7	14.1	7,031,757

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、顧問、嘱託、臨時従業員数は〔 〕内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(10) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 57,600,000株
 (2) 発行済株式の総数 28,812,000株（前期末比360,000株減）
 (3) 株 主 数 3,889名（前期末比254名増）
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
総合警備保障株式会社	4,380	17.3
東京海上日動火災保険株式会社	2,359	9.3
三和ホールディングス株式会社	2,274	9.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,809	7.2
トーア再保険株式会社	850	3.4
ホーチキ従業員持株会	770	3.0
重田 康光	682	2.7
三菱UFJ信託銀行株式会社	612	2.4
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	586	2.3
エア・ウォーター株式会社	500	2.0

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,508,243株保有しておりますが、当該株式は議決権を有しないため、上記大株主から除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2022年3月31日現在）

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役会長	金 森 賢 治	一般社団法人全国消防機器協会 会長 一般社団法人日本消火装置工業会 会長
※取締役社長執行役員	山 形 明 夫	一般社団法人日本火災報知機工業会 副会長 品質本部長
取締役専務執行役員	細 井 元	海外本部長
取締役常務執行役員	伊 谷 一 人	営業本部長兼エンジニアリンググループ担当
取締役常務執行役員	吉 本 康 弘	営業本部副本部長兼セキュリティ事業担当 総合警備保障株式会社 参与
取 締 役	植 村 裕 之	三井住友海上火災保険株式会社 名誉顧問 大正製薬ホールディングス株式会社 社外取締役 学校法人嘉悦学園 理事長
取 締 役	野 口 知 充	トーア再保険株式会社 特別顧問
取 締 役	中 野 秀 代	株式会社トリアス 代表取締役社長 株式会社アウトソーシング 社外取締役
取締役上席執行役員	天 野 潔	管理本部長兼内部監査室担当
監 査 役	平 井 裕 次	常勤
監 査 役	中 村 匡 秀	常勤
監 査 役	田 中 誠	翠星監査法人 代表社員 タクス税理士法人 代表社員 株式会社群馬銀行 社外監査役
監 査 役	安 達 美 奈 子	新晃工業株式会社 社外取締役

- (注) 1. ※は代表取締役であります。
2. 取締役植村裕之氏、野口知充氏及び中野秀代氏は、社外取締役であります。
3. 監査役中村匡秀氏及び田中誠氏は、社外監査役であります。
4. 監査役中村匡秀氏は、金融機関において長年の経験があり、経営全般の監視に加え、リスク管理に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役田中誠氏は、公認会計士及び税理士としての専門的知識ならびに経理及び財務に関する業務執行の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役植村裕之氏、野口知充氏及び中野秀代氏ならびに監査役田中誠氏は、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届出を行っております。
7. 当期中の退任取締役
- | | | |
|-----------|--------------|---------|
| 取締役常務執行役員 | (2021年6月25日) | 小 林 靖 治 |
| 取締役常務執行役員 | (2021年6月25日) | 米 澤 道 裕 |
| 取締役常務執行役員 | (2021年6月25日) | 八 木 公 彦 |

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で当社の取締役及び監査役（当事業年度に在任していた者を含む）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）について、取締役会の諮問機関である指名報酬委員会における審議を経たうえで、取締役会において決定しており、その概要は以下のとおりです。

項目	内容
基本方針	当社の役員報酬制度は、経営理念を実現するために、以下を基本方針としています。 ①当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものであること ②役員にとって会社業績の目標達成を動機づける業績連動性の高い報酬制度であること ③株主との利害共有や株主視点での経営意識を高めるものであること ④報酬の決定プロセスは客観的で透明性の高いものであること
報酬水準の考え方	取締役の報酬水準については、外部の調査機関による役員報酬に関するデータベース等を参考に、当社の経営環境や各取締役の職責等を考慮した水準としています。
報酬構成	取締役の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能することを意識し、固定報酬としての「基本報酬」と変動報酬としての「賞与」及び「株式報酬」で構成します。 なお、業務執行から独立した立場である社外取締役及び監査役の報酬については、「基本報酬」のみで構成します。
報酬の決定	取締役の報酬は、指名報酬委員会において決議された支給基準に基づき、取締役社長執行役員が提案し取締役会が決定します。
基本報酬及び賞与	「基本報酬」及び「賞与」については、株主総会で決議いただいた年間報酬枠（使用人分給与含まず年間550百万円以内、うち社外取締役分50百万円以内）において、各取締役の職責及び前年度の会社業績（連結営業利益、連結経常利益等）に基づいて支給しています。 「基本報酬」は、毎月計算とし、原則として毎月25日に支給します。 「賞与」は、原則として対象事業年度終了後の6月末に支給します。

株式報酬	<p>「株式報酬」については、「基本報酬」の15%～30%程度を標準とし、業績連動報酬部分（50%）と非業績連動部分（50%）に分類します。業績連動報酬部分については、会社業績の達成度等に応じて0%～200%の範囲内で変動し、非業績連動部分については、各取締役の職責等に応じて累積支給するものとします。また、中長期の業績を反映させる観点及び株主視点での経営意識を高める観点から、取締役への株式報酬の支給時期については退任時とします。</p> <p><主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社が拠出する金員の上限 対象期間である3事業年度で拠出する金員の上限は、合計310百万円とします。 ・本信託から取締役へ交付等がなされる当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法 信託期間中に取締役に付与されるポイント（株式数）の総数の上限は195,000ポイント（株）であり、当社株式は、当社（自己株式処分）又は株式市場から取得予定 ・業績達成条件の内容 業績連動ポイントは、各事業年度における業績目標等の達成度に応じて0%～200%の範囲で変動します。 業績目標等の達成度を評価する指標は、連結売上高、連結営業利益額、連結営業利益率及びROE等とします。 ・取締役に対する当社株式等の交付等の時期 退任後
報酬割合	<p>「基本報酬」に対して「株式報酬」の報酬割合は、「基本報酬」の15%～30%程度を標準とします。「賞与」は業績に連動する性質である為、報酬割合は設けておりません。</p>

なお、当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の基本報酬及び賞与については、2018年6月27日開催の第122回定時株主総会において、年額550百万円以内（うち社外取締役分50百万円。使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定めに係る取締役は12名（うち社外取締役は3名）です。業績連動型株式報酬は、対象期間である3事業年度ごとに、拠出額310百万円以内、取締役（出向者、社外取締役及び国内非居住者を除く。）に付与するポイントを195,000ポイント以内（1ポイントにつき1株）と決議いただいております。当該定めに係る取締役は8名です。

監査役の報酬については、2018年6月27日開催の第122回定時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいております。当該定めに係る監査役は4名です。

③取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)	
		基本報酬	業績連動報酬等			
			賞与	業績連動型 株式報酬		
取締役	社内	200	121	57	22	9
	社外	19	19	—	—	3
	計	220	141	57	22	12
監査役	社内	26	26	—	—	2
	社外	26	26	—	—	2
	計	53	53	—	—	4
合計	274	194	57	22	16	

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役（役付でない取締役）の使用人分給与及び執行役員報酬は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等である賞与及び業績連動型株式報酬は、取締役（出向者、社外取締役及び国内非居住者を除く。）を対象としております（対象者数は、業績連動型株式報酬が8名、賞与が5名）。
なお、上記とは別に、取締役を兼務しない執行役員の給与として、業績連動型株式報酬制度に基づく報酬額29百万円（対象者数は11名）を費用計上しております。
3. 賞与については、役員報酬の基本方針に則り、会社業績に連動する考え方の下、連結営業利益額及び連結経常利益額等を業績指標に選定しており、各取締役の職責に応じて支給額を決定しております。
なお、当事業年度を含む連結営業利益額及び連結経常利益額の推移は、1.（5）財産及び損益の状況に記載のとおりです。
4. 業績連動型株式報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、各事業年度における連結売上高、連結営業利益額、連結営業利益率、自己資本利益率（ROE）等です。業績連動型株式報酬の額の算定方法及び当事業年度における業績連動型株式報酬に係る指標の目標及び実績は、以下のとおりです。

業績連動型株式報酬＝業績連動部分0%～100%（役別ポイント×業績連動指標係数：0%～200%）＋非業績連動部分50%

<2022年3月期における目標及び実績（連結）>

	目 標	実 績
売上高	790億円	812億円
営業利益額	40億円	54億円
売上高営業利益率	5.1%	6.7%
自己資本利益率（ROE）	7.0%	10.1%

<ご参考：2023年3月期における目標（連結）>

	目 標
売上高	830億円
営業利益額	59億円
売上高営業利益率	7.1%
自己資本利益率（ROE）	9.7%

5. 当事業年度末現在の取締役は9名（内、社外取締役は3名）、監査役は4名（内、社外監査役は2名）であります。上記の支給人員数と相違しておりますのは、2021年6月25日開催の第125回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名が含まれているためであります。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役植村裕之氏は、三井住友海上火災保険株式会社の名誉顧問、大正製薬ホールディングス株式会社の社外取締役及び学校法人嘉悦学園の理事長を兼務しております。当社はいずれの会社との間にも特別な取引関係はありません。

- ・取締役野口知充氏は、トーア再保険株式会社の特別顧問を兼務しております。当社はトーア再保険株式会社との間には特別な取引関係はありません。
- ・取締役中野秀代氏は、株式会社トリアスの代表取締役及び株式会社アウトソーシングの社外取締役を兼務しております。当社は株式会社トリアスとの間にはアニュアルレポート等の製作委託の取引関係があります。また、当社は株式会社アウトソーシングとの間には特別な取引関係はありません。
- ・監査役田中誠氏は、翠星監査法人の代表社員、タクス税理士法人の代表社員及び株式会社群馬銀行の社外監査役を兼務しております。当社はいずれの会社との間にも特別な取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（14回開催）		監査役会（10回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 植村 裕之	14回	100%	—	—
取締役 野口 知充	14回	100%	—	—
取締役 中野 秀代	12回	100%	—	—
監査役 中村 匡秀	14回	100%	10回	100%
監査役 田中 誠	14回	100%	10回	100%

(注) 取締役中野秀代氏は、2021年6月25日開催の第125回定時株主総会決議をもって取締役に就任したため、取締役会の開催回数は他の社外取締役と異なっております。

ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況ならびに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役植村裕之氏は、社外取締役として独立した客観的視点で、経営者としての豊富な経験及び知見に基づく専門の見地から発言する役割を期待されており、取締役会等において適宜必要な発言を行っております。

取締役野口知充氏は、社外取締役として独立した客観的視点で、経営者としての豊富な経験及び知見に基づく専門の見地から発言する役割を期待されており、取締役会等において適宜必要な発言を行っております。

取締役中野秀代氏は、社外取締役として独立した客観的視点で、IR・PRコンサルティング会社の経営者としての豊富な経験及び知見に基づく専門の見地から発言する役割を期待されており、取締役会等において適宜必要な発言を行っております。

監査役中村匡秀氏は、社外監査役として独立した客観的視点で、金融機関における長年の経験及び知見に基づく専門の見地から適宜発言を行っております。

監査役田中誠氏は、社外監査役として独立した客観的視点で、公認会計士及び税理士としての経験及び知見に基づく専門の見地から適宜発言を行っております。

ハ. 社外役員の意見により決定された事業方針又はその他の事項の変更

該当する事項はありません。

二. 当社の不正な業務執行に関する対応の概要

該当する事項はありません。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役植村裕之氏、野口知充氏及び中野秀代氏、ならびに監査役平井裕次氏、中村匡秀氏、田中誠氏及び安達美奈子氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
(1) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	51百万円
(2) 公認会計士法第2条第1項以外の業務に係る報酬等の額	5百万円
2. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57百万円

- (注) 1. 公認会計士法第2条第1項以外の業務に係る報酬等の額には、収益認識基準の適用に関する助言業務等についての対価を記載しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠の適切性について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当し、解任が相当であると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、法令等が定める会計監査人の独立性及び適格性が確保できない場合、その他必要と判断される場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

なお、取締役会が必要と判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

〔1〕業務の適正を確保するための体制

「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築の基本方針）」に関する取締役会決議の内容は次のとおりであります（最終改定 2021年3月25日）。

「内部統制システム構築の基本方針」

経営トップ以下全役職員は、実効性のある内部統制システムの構築に努め、常にこれを見直し体制整備を図る。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、「ホーチキグループのコンプライアンス方針」を定め、経営理念のもと、法令・社会的規範・倫理を踏まえ、役職員一人ひとりが誠実で公正な行動を行うための指針とし、法令遵守を徹底する。
- ②コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、社長を委員長とする「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する年間計画（重点方針等）を審議し、実施状況を含め取締役会に報告する。
- ③リスク統轄部所をはじめ各本部は規程整備や教育研修等の諸施策を推進する。
- ④社内外に受付窓口を持たせた「ホットライン制度（内部通報制度）」を整備し、通報者の保護に配慮してコンプライアンスに関する事案の早期発見と解決を図る。
- ⑤被監査部門から独立した内部監査室を置き、各部所の法令・社内規程等の遵守状況を監査する。
- ⑥金融商品取引法その他の法令に基づき、財務報告が適正に作成されるための体制を整備し、運用する。
- ⑦反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対し会社として毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役会議事録、稟議書、その他の職務執行に係る情報に関する「文書管理規程」を定め、当該規程に従い適正に保存し、管理する。
- ②各取締役及び各監査役の要請があるときは、上記情報を閲覧に供する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会は、「ホーチキグループのリスク管理方針」を定める。
- ②「リスク管理・コンプライアンス委員会」は、経営に重大な影響を及ぼすリスクの調査・分析・評価を行い年度ごとに「重点管理リスク」を選定・審議し、実施状況を含め取締役会に報告を行う。

- ③リスク統轄部所はじめ各本部はリスクを予防・軽減するための諸施策を推進し、各本部の長は、「内部統制全般に関するリスク管理の状況」について、定期的にリスク管理・コンプライアンス委員会及び取締役会に報告する。
- ④取締役会は、「危機管理規程」を定め、重大な災害・事故等が発生し社長が緊急事態と判断した場合には、社長は対策本部の設置など、事業を継続するための必要な措置を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①社内規程を整備して、職務権限と意思決定の手順を明確化し、効率的な事後の検証を可能とさせ、適正に職務が行われる体制を維持推進する。
- ②業務執行に関する重要事項については、取締役及び役付執行役員で構成する常務会において審議し、社内規程に基づき取締役会または経営委員会で決議する。
- ③取締役会は、ホーチキグループの経営計画を決議し、経営方針及び経営目標を明確にする。
- ④取締役会は、経営計画を具現化するために年度予算を承認し、四半期毎に進捗を把握する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①取締役会は「グループ会社管理規程」を定め、担当本部によるグループ会社の業務管理の実施やグループ会社社長を招集した定期的な経営委員会の開催など、グループ会社の経営内容を適時、的確に把握し、緊密な連携をとるとともに重要案件につき協議・決定する体制とする。
- ②当社は役職員を取締役として重要なグループ会社に派遣し、グループ会社の取締役の職務執行、及び事業全般に対して監督を行う。また、グループ会社取締役は内部統制に関する重要な事項を定期的に当社経営委員会及びグループ会社の取締役会に報告し、コンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに担当本部を通じリスク管理・コンプライアンス委員会に報告する体制とする。
- ③グループ会社は「ホーチキグループのコンプライアンス方針」、「ホーチキグループのリスク管理方針」等を共有し、周知徹底と体制整備に努める。
- ④グループ会社は金融商品取引法その他の法令に基づく財務報告体制の整備・運用を行い、当社は必要な監査を行う。さらに、海外グループ会社は現地の会計制度や法規制等に対応するため、財務報告体制はじめ適切な体制の整備・構築に努める。
- ⑤グループ会社はその規模と目的に応じた職務権限規程等と業務執行体制を整備し、ホーチキグループの経営計画に沿った経営方針及び経営目標による経営を推進する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人、その使用人の独立性、及び使用人に対する指示の実効性に関する事項

- ① 監査役の要請があった場合、監査役の職務を補佐する職員を配置する。
- ② 当該職員の人事については監査役の同意を得るものとする。
- ③ 当該職員は監査役の職務補佐の遂行に際し取締役の業務執行とは独立し、監査役の指揮命令下で業務を遂行する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社役職員は、当社及びグループ会社に重大な損失を及ぼすおそれのある事実や役職員による違法又は不正な行為を認識したときは、監査役に報告する。
- ② 当社及びグループ会社の役職員は、監査役からのヒアリングまたは調査依頼に対し、協力するものとする。
- ③ 監査役は、内部監査室、リスク統轄部所、及びグループ会社監査役から定期または随時に法令遵守とリスク管理の整備・運営状況について報告を受ける。
- ④ 当社は、監査役へ報告を行った当社及びグループ会社の役職員に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。

(8) 監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役または監査役会の職務の遂行に必要な費用はその請求に応じて支払う。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室及び会計監査人との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- ② 監査役は、取締役会はじめ常務会・経営委員会など重要会議に出席し、意見を述べる。

〔2〕業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

（1）取締役の職務の適正及び効率性確保に関する取り組み

取締役会を14回開催し、取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するとともに、適正な経営判断がなされるよう、各議案についての審議、業務執行状況の報告、監督を行い、取締役の職務執行の適正性及び効率性の向上を図りました。

（2）リスク管理・コンプライアンスに関する取り組み

リスク管理・コンプライアンス委員会を5回開催し、リスク管理については、経営に重大な影響を及ぼすリスクの中から「重点管理リスク」を選定し、リスクの予防・軽減を図りました。また、各本部で実施したリスク管理状況は、本部ごとに取締役会に報告し、確認を受けております。

コンプライアンス推進については、当社グループの役員・社員に向けて、コンプライアンスの重要性に関するメッセージを適宜発信するとともに、当社役員及び昇格者を対象としたコンプライアンス研修を行う他、テーマ別研修を実施することにより、コンプライアンス意識の向上に努めました。

（3）監査役監査の実効性確保に関する取り組み

監査役は、本社・支店・工場並びにグループ会社への往査・ヒアリングに加え、リスク管理・コンプライアンス委員会はじめ社内的重要会議への出席を通じ、内部統制システムの整備・運用状況を確認いたしました。また、内部監査室はじめ各リスク統轄部所から、内部統制に関する重要事項や活動状況の報告を受け、監査の実効性を高めました。

監査役は、会計監査への立会いやヒアリングを通じ、会計監査人と連携し会計監査人の職務執行状況を確認いたしました。

監査役は、代表取締役・社外取締役・管理本部担当取締役と定期的に意見交換を行い、認識共有を図りました。

（4）当社グループにおける業務の適正確保に関する取り組み

当社グループ会社の経営管理につきましては、「グループ会社管理規程」に基づき、重要案件は経営委員会で協議、決定するとともに、各グループ会社の経営状況を適時・的確に把握するため、グループ会社社長を招集した経営委員会を定期的で開催いたしました。また、内部監査室は、グループ会社に対する監査を実施し、グループ経営に対応したモニタリングも実施いたしました。

7. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向け、コンプライアンスの基本方針である「ホーチキグループコンプライアンス行動規範・行動指針」に社会的秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決することを取締役会で決議したうえで宣言しており、総務部を統轄部所とし事案により関係部所と協議のうえ、対応する体制としております。

また、平素から警視庁管内特殊暴力防止対策連合会や警察署刑事組織犯罪対策課と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備するとともに、情報の収集、管理や対応マニュアルを作成する他、ビデオ等を活用した研修を行うなど周知を図り意識の向上に努めております。

8. 会社の支配に関する基本方針

「会社の支配に関する基本方針」の概要は次のとおりであります。

(1) 会社の支配に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様より、自由で活発な取引をいただいております。よって、当社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。したがって、大規模買付提案やこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の意思により判断されるべきであると考えております。

一方、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、経営の基本理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案やこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えております。

なお、大規模買付提案やこれに類似する行為があった場合には、直ちに情報の収集に努め、当該行為が当社に与える影響を分析し、基本方針に照らして不適切な者と判断した場合には、最も適切な措置をとってまいります。また、必要に応じ当社の考え、意見などを株主の皆様の判断材料となるよう開示いたします。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社では、当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させることにより、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、下記①の基本方針のもとに下記②の施策を実施しております。

①当社の経営の基本方針

当社は、1918年の創業以来、「皆様の大切な人命や財産を火災からお守りする」という大きな使命のもと、製品やシステムの研究開発・製造から販売・施工・保守に至るまで一貫して火災防災に取り組んでまいりました。また今日では、防災で培った技術・ノウハウを核としてセキュリティシステムや情報通信分野へとその事業の裾野を広げており、これらを融合し、さらに私たちの暮らしの基盤である一般住宅（家庭用防災）へも事業を拡大し、総合防災企業としてさらなる安心・安全・快適・利便の提供に邁進する所存であります。

このような背景のもと、当社は、「災害の防止を通じ人命と財産の保護に貢献する」ことを基軸とし、社会のニーズに適合した価値ある商品とサービスを提供するとともに、お客様、株主、取引先、その他地域社会の人々及び従業員に豊かな生活と生き甲斐のある場を提供する一方、地球環境の保全に配慮して活動することを経営の基本方針としております。

②中長期的な企業価値向上のための取組み

当社は、経営理念である「人々に安全を」「社会に価値を」「企業をとりまく人々に幸福を」を真に実践できる企業集団となることを目指し、事業活動を推進しております。

引き続き、国内における営業・施工・メンテナンスの体制強化により、収益基盤を高め、その収益力を源泉に「海外事業の着実な伸長」「モノづくり力の強化」を進めております。また、資本効率を意識した経営により、財務の健全性向上・経営基盤の強化を図り、安全安心を追求するグローバルブランドを確立してまいります。

当社は、防災事業を核とする企業活動を通して社会に貢献するという経営目標のもと、安全で高品質の製品・システムの提供や、収益性を重視した製造・販売・施工・保守体制の充実を図るとともに、リスク管理・コンプライアンス体制の強化やコーポレート・ガバナンスの充実、及び環境に配慮した企業活動を推進することにより、中長期にわたる企業価値の継続的な向上に努めてまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

上記のとおり中長期的な企業価値及び株主共同の利益の向上を目指し当社の経営にあたってまいります。そのためには、株主様をはじめお客様、取引先、従業員等ステークホルダーとの間に十分な理解と協力関係を構築することが不可欠であります。当社は、平素より適正なる企業運営や適切な情報の開示に努め、当社のより良き理解者としての株主の皆様を増やしていくことに取り組んでまいります。

(4) 当該取組みが基本方針に沿い、当社の企業価値及び株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当該取組みは、大規模買付提案やこれに類似する行為がなされた際に、当該買付け等に応じるべきか否かの判断材料となるよう、平素より適正なる企業運営や適切な情報の開示に努めるものであります。その最終的な判断が、株主の皆様の意思に委ねられていることから、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという目的に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数につきましては、それぞれ表示単位未満は切り捨て、比率は四捨五入により表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	55,540	流動負債	24,260
現金及び預金	18,617	支払手形及び買掛金	4,213
受取手形、売掛金及び契約資産	23,013	電子記録債務	7,402
電子記録債権	3,472	リース債務	103
製品	3,356	未払金	4,254
仕掛品	664	未払法人税等	1,785
原材料	5,895	未成工事受入金	409
その他	619	役員賞与引当金	57
貸倒引当金	△ 99	工事損失引当金	476
		製品補償引当金	762
		災害損失引当金	42
		その他	4,752
固定資産	18,371	固定負債	6,796
有形固定資産	9,707	リース債務	410
建物及び構築物	3,008	繰延税金負債	24
機械装置及び運搬具	1,227	再評価に係る繰延税金負債	749
土地	3,975	役員退職慰労引当金	6
リース資産	503	役員株式給付引当金	164
建設仮勘定	497	退職給付に係る負債	5,293
その他	496	資産除去債務	109
		その他	37
無形固定資産	854	負債合計	31,057
ソフトウェア	600	純資産の部	
のれん	179	株主資本	41,595
その他	74	資本金	3,798
		資本剰余金	2,728
投資その他の資産	7,809	利益剰余金	39,206
投資有価証券	3,917	自己株式	△ 4,138
退職給付に係る資産	655	その他の包括利益累計額	1,097
繰延税金資産	2,232	その他有価証券評価差額金	928
その他	1,197	土地再評価差額金	△ 641
貸倒引当金	△ 193	為替換算調整勘定	26
		退職給付に係る調整累計額	783
資産合計	73,912	非支配株主持分	162
		純資産合計	42,854
		負債・純資産合計	73,912

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		81,251
売上原価		55,034
売上総利益		26,216
販売費及び一般管理費		20,736
営業利益		5,479
営業外収益		
受取利息及び配当金	91	
為替差益	139	
雑収入	46	276
営業外費用		
支払利息	19	
売上割引	39	
支払手数料	33	
雑損失	37	130
経常利益		5,626
特別利益		
有形固定資産売却益	10	
会員権売却益	1	12
特別損失		
有形固定資産売却損	1	
有形固定資産除却損	1	
災害による損失	42	45
税金等調整前当期純利益		5,593
法人税、住民税及び事業税	1,701	
法人税等調整額	△ 253	1,448
当期純利益		4,145
非支配株主に帰属する当期純利益		20
親会社株主に帰属する当期純利益		4,124

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,798	2,812	36,104	△ 4,517	38,197
会計方針の変更による 累積的影響額			△ 0		△ 0
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	3,798	2,812	36,104	△ 4,517	38,197
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 730		△ 730
親会社株主に帰属する当期純利益			4,124		4,124
自己株式の取得				△ 148	△ 148
自己株式の処分		10		141	152
自己株式の消却		△ 94	△ 292	386	—
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	△ 83	3,102	379	3,398
当連結会計年度末残高	3,798	2,728	39,206	△ 4,138	41,595

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1,143	△ 641	△ 472	637	667	149	39,014
会計方針の変更による 累積的影響額							△ 0
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	1,143	△ 641	△ 472	637	667	149	39,013
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△ 730
親会社株主に帰属する当期純利益							4,124
自己株式の取得							△ 148
自己株式の処分							152
自己株式の消却							—
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△ 214		499	145	429	12	442
連結会計年度中の変動額合計	△ 214	—	499	145	429	12	3,840
当連結会計年度末残高	928	△ 641	26	783	1,097	162	42,854

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	45,034
現金及び預金	14,849
受取手形、売掛金及び契約資産	19,676
電子記録債権	3,472
製品	1,673
仕掛品	397
原材料	3,849
その他	1,139
貸倒引当金	△ 25
固定資産	19,703
有形固定資産	8,031
建物	2,502
構築物	292
機械及び装置	680
車両運搬具	2
工具、器具及び備品	355
土地	3,746
リース資産	3
建設仮勘定	447
無形固定資産	665
ソフトウェア	594
その他	70
投資その他の資産	11,007
投資有価証券	3,847
関係会社株式	3,681
長期未収入金	84
保険積立金	115
敷金	609
繰延税金資産	2,548
その他	206
貸倒引当金	△ 84
資産合計	64,738

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	22,059
支払手形	516
買掛金	2,308
電子記録債務	7,402
リース債務	1
未払金	3,968
未払費用	1,661
未払法人税等	1,472
未払消費税等	833
未成工事受入金	374
1年内返還予定の預り保証金	1,312
預り金	862
役員賞与引当金	57
工事損失引当金	476
製品補償引当金	762
災害損失引当金	42
その他	7
固定負債	6,559
リース債務	1
再評価に係る繰延税金負債	749
退職給付引当金	5,626
役員株式給付引当金	164
資産除去債務	12
その他	4
負債合計	28,619
純資産の部	
株主資本	35,825
資本金	3,798
資本剰余金	2,728
資本準備金	2,728
利益剰余金	33,437
利益準備金	672
その他利益剰余金	32,765
別途積立金	3,136
繰越利益剰余金	29,628
自己株式	△ 4,138
評価・換算差額等	293
その他有価証券評価差額金	934
土地再評価差額金	△ 641
純資産合計	36,119
負債・純資産合計	64,738

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		66,555
売上原価		46,461
売上総利益		20,093
販売費及び一般管理費		16,390
営業利益		3,703
営業外収益		
受取利息及び配当金	518	
為替差益	145	
雑収入	77	741
営業外費用		
支払利息	3	
売上割引	39	
支払手数料	33	
雑損失	18	95
経常利益		4,349
特別利益		
有形固定資産売却益	0	
会員権売却益	1	1
特別損失		
有形固定資産売却損	0	
有形固定資産除却損	1	
災害による損失	42	43
税引前当期純利益		4,307
法人税、住民税及び事業税	1,363	
法人税等調整額	△ 287	1,076
当期純利益		3,230

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当事業年度期首残高	3,798	2,728	83	2,812	672	3,136	27,420	31,229
会計方針の変更による累積的影響額							△ 0	△ 0
会計方針の変更を反映した当事業年度期首残高	3,798	2,728	83	2,812	672	3,136	27,420	31,229
当事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△ 730	△ 730
当期純利益							3,230	3,230
自己株式の取得								
自己株式の処分			10	10				
自己株式の消却			△ 94	△ 94			△ 292	△ 292
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)								
当事業年度中の変動額合計	—	—	△ 83	△ 83	—	—	2,208	2,208
当事業年度末残高	3,798	2,728	—	2,728	672	3,136	29,628	33,437

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	其他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当事業年度期首残高	△ 4,517	33,321	1,145	△ 641	503	33,825
会計方針の変更による累積的影響額		△ 0				△ 0
会計方針の変更を反映した当事業年度期首残高	△ 4,517	33,321	1,145	△ 641	503	33,825
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△ 730				△ 730
当期純利益		3,230				3,230
自己株式の取得	△ 148	△ 148				△ 148
自己株式の処分	141	152				152
自己株式の消却	386	—				—
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)		—	△ 210		△ 210	△ 210
当事業年度中の変動額合計	379	2,504	△ 210	—	△ 210	2,293
当事業年度末残高	△ 4,138	35,825	934	△ 641	293	36,119

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

ホーチキ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齊藤直人
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川岸貴浩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ホーチキ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ホーチキ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表

示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

ホーチキ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齊藤直人
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 川岸貴浩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ホーチキ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第126期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示

することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第126期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、また社外取締役との意見交換などの連携を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営委員会、常務会・本部長会、リスク管理・コンプライアンス委員会、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。更に代表取締役との定期面談や社外取締役との意見交換を実施し、事業戦略に関わる事項や監査上の課題等に関する情報共有を行いました。また子会社については、経営委員会での子会社取締役等による職務の執行状況についての報告授受や子会社監査役等との定期連絡会議での意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして 会社法施行規則第100条 第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

ホーチキ株式会社 監査役会

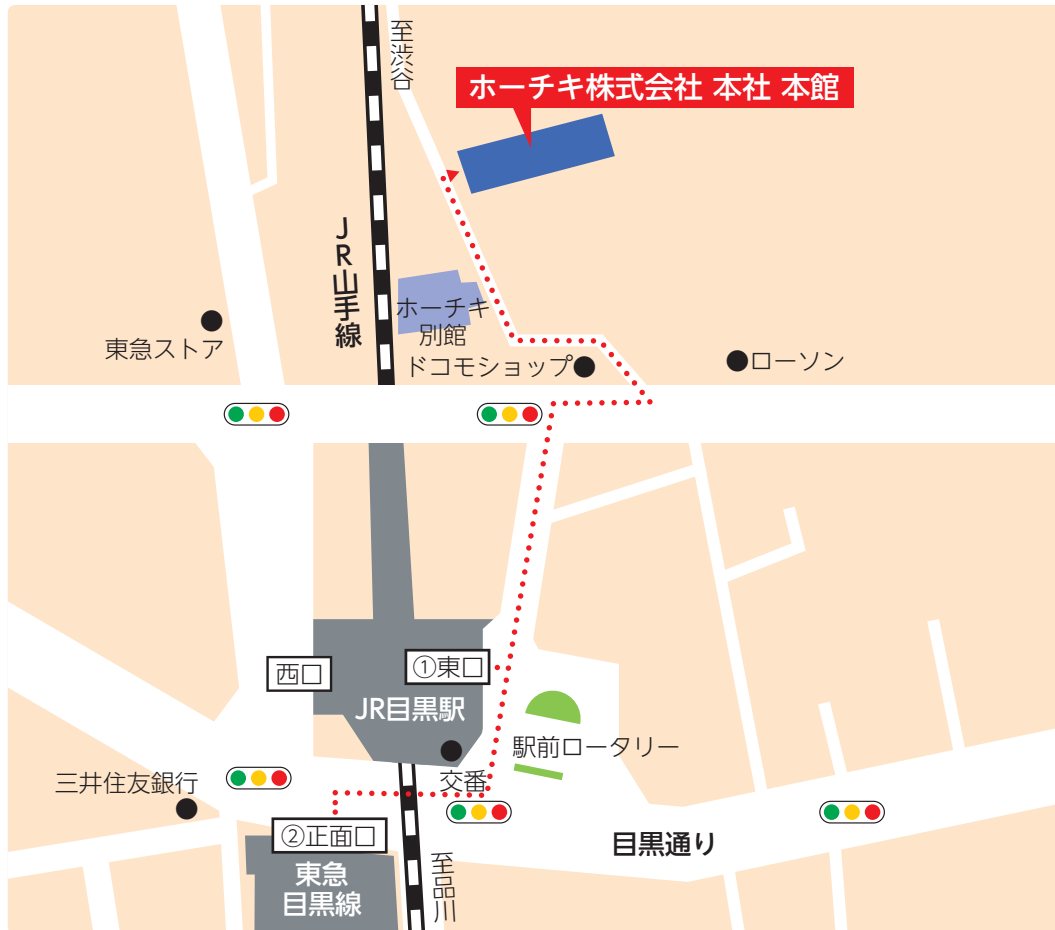
常 勤 監 査 役	平 井 裕 次	Ⓔ
常勤監査役(社外監査役)	中 村 匡 秀	Ⓔ
社 外 監 査 役	田 中 誠	Ⓔ
監 査 役	安 達 美奈子	Ⓔ

以 上

株主総会会場ご案内図

日時 2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

会場 ホーチキ株式会社 本社 本館5階会議室
東京都品川区上大崎二丁目10番43号
電話 03 (3444) 4111 (代表)



最寄駅 ①JR山手線「目黒」駅東口より徒歩にて約5分
②東急目黒線・地下鉄南北線・三田線「目黒」駅正面口より徒歩にて約7分

